

# 日本小学生バレーボール連盟 表彰規定

## (目 的)

第1条 本規定は、日本小学生バレーボールの普及発展に貢献し、その功績が顕著で他の模範として推奨に値するものを表彰する。

## (表彰推薦)

第2条 被表彰者の決定は、総務委員会がとりまとめ理事会へ推薦により行なう。

## (委員会)

第3条 総務委員会は、日小連加盟の各チームまたは役員及び関係団体を対象として表彰該当者について選考し、その結果を理事会に報告する。

## (表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、理事会において行なう。

## (団体・個人表彰)

第5条 団体（チーム）及び個人に対して行なう。

2. 表彰は、日小連会長が表彰状と記念品を授与する。
3. 表彰は、必要がある時は随時行なうことが出来る。

### (1) 団体表彰

- ① チーム結成40年以上経過し、その実績が顕著である団体
- ② 優秀な活動により都道府県小連会長より推薦があった団体

### (2) 個人表彰

- ① 日小連の役員として20年以上貢献し、小学生バレーボールの普及発展に特に功績があった者。
  - ② 都道府県小連役員として30年以上務め、小学生バレーボールの指導者及び競技運営等を積極的に務め、小学生バレーボールの普及発展に多大な貢献があった者。
  - ③ チーム指導者として30年以上務め、小学生バレーボールの普及発展に多大な貢献があった者。
4. 日小連役員の感謝状贈呈に関しては、以下のとおりとする。
- (1) 正副会長・常任理事が退任するとき。
    - ① 任期1期（2年）を終了し退任するときは感謝状を贈呈する。
    - ② 連続して任期2期（4年）を終了し退任するときは感謝状に記念品（5

千円相当)を副えて贈呈する。

③ 連続して任期3期(6年)以上を終了し退任するときは感謝状に記念品(1万円相当)を副えて贈呈する。

④ 職位が変わった場合でも連続して就任した場合、任期は継続するものとする。

(2) 理事が10年以上勤め、退任するときは推薦により感謝状を贈呈する。

5. 表彰対象の期間は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

6. 表彰推薦書の提出については、以下のとおりとする。

(1) 表彰推薦書に必要な事項を記入して都道府県小連会長が締め切り期日までに提出する。

(2) 推薦書様式

① 優秀チーム推薦書(様式1)

② 個人功労賞推薦書(様式2)

#### (規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の承認を得て行なう。

#### 附則

この規定は平成30年3月21日から施行する。